

議案第 27 号

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 19 日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 家庭的保育事業者等における懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する規定を明確にするとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第14条中「を与え、人格を辱める等その権限を濫用しては」を「又は精神的苦痛を与えては」に改める。

第24条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第45条中「及び第48条」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第24条第2項第2号及び第45条の改正規定は、公布の日から施行する。